

災害復旧事業計画等作成業務に係る

講 習 会

【目 次】

1. 事業概要
2. 業務の事務手続きについて
3. 作成書類について
4. その他

公立学校施設災害復旧事業（概要）

公立学校施設が災害で被災した場合、一日も早い教育環境の復旧を図るため、災害復旧事業費のうち2／3を国庫負担（補助）する制度。

【災害の定義】

- 降雨：最大24時間雨量80ミリメートル以上又は 時間雨量が特に大である場合
- 暴風：最大風速15メートル毎秒以上（10分間平均の風速）
- こう水、高潮、津波、地震等：被害の程度が軽微と認められないもの

【適用除外】（都道府県の場合）

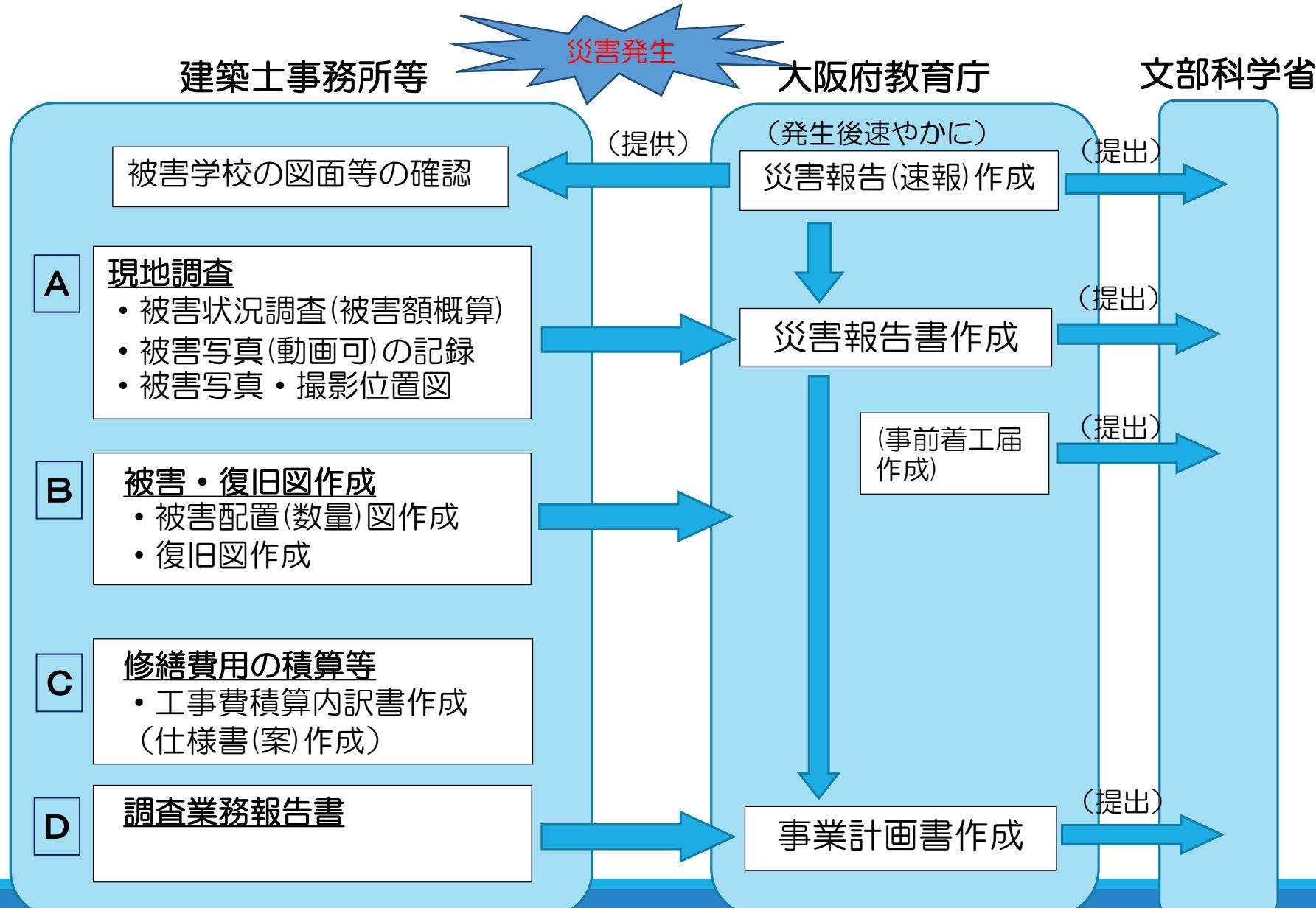
災害による被害額が採択対象下限額に達していないもの

- 建物（附属設備含む）、工作物（囲障・プール等）、土地（擁壁・排水溝等） 80万円未満

【復旧費算出】

- 被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則
- 原形復旧が不可能な場合、当該施設の従前の効用を復旧
- 原形復旧が著しく困難又は不適当な場合は、当該施設に代るべき必要な施設を復旧

災害復旧事業計画等作成業務の事務手続きについて（イメージ図）



作成書類について

資料区分	書類名称	様式名
A	① 現地調査記録簿	参考様式1
	② 被害写真(動画可)	任意
	③ 被害写真・撮影位置図	配置図(提供)を使用
B	④ 被害配置図(被害内容・数量等)	配置図等を使用
	⑤ 復旧図(配置図、平面図、立面図、詳細図等)	配置図等を使用
C	⑥ 復旧の国庫負担(補助)対象工事費積算内訳書	別紙3
D	⑦ 国庫負担(補助)事業計画書	様式5
	⑧ 災害復旧事業学校別表	別紙1

作成書類について

資料A

現地調査記録簿(参考様式1)

現地調査をふまえ建物ごとに作成。
主に被害状況、改修方法の案を記載。
これに被害写真、撮影位置図を添付。

(参考様式1) 災害復旧事業計画書作成業務現地調査記録簿			
災害復旧事業計画書作成業務現地調査記録簿			
調査者	○○設計事務所 ○○ ○○		
調査日	平成30年○月○日		
調査場所 (学校名)		被害棟	
学校担当者		被害部位	
設計図の有無		構造等	
業者立会い者			
現　　況 (被害状況)	※ 写真帳(任意様式)及び撮影位置図等は添付		
改　修　方　法 (案)			
そ　の　他			

作成書類について

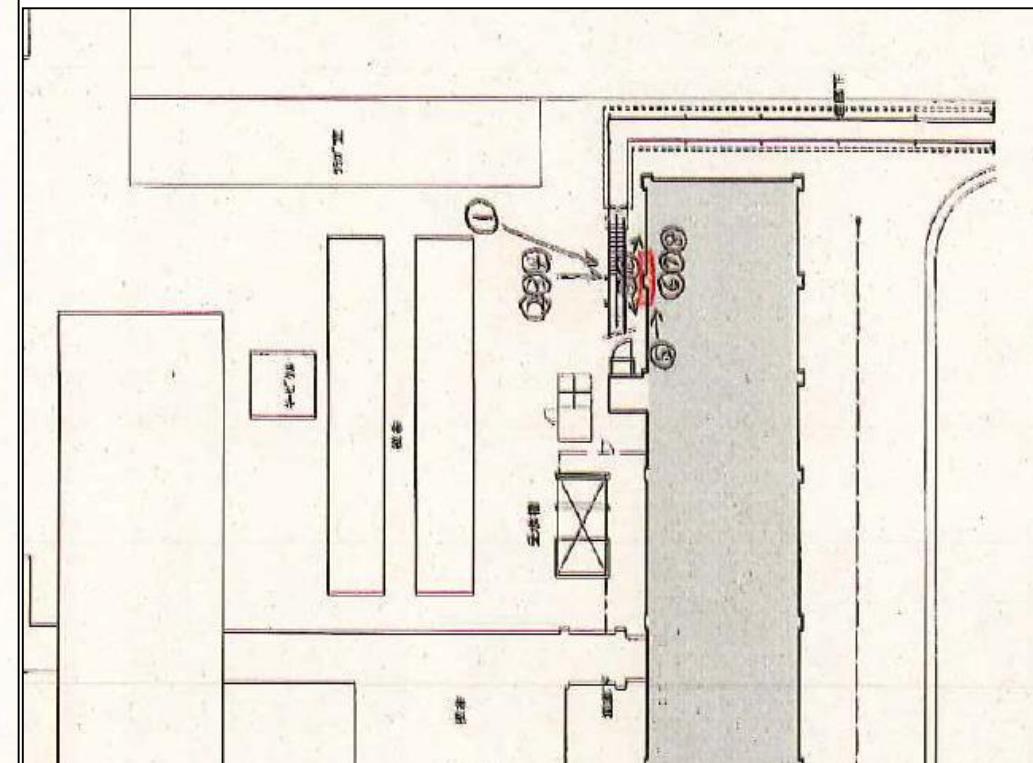
資料A

被害写真、撮影位置図…建物ごとに撮影した場所がわかるように配置図に記載。

平成30年7月29日
南校舎 北面 3階パラベット アルミカバー 脱落



脱落したカバー



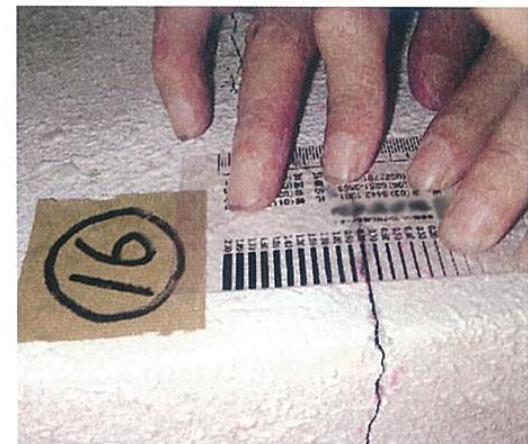
被害写真の撮り方(例)

地震により柱に亀裂を生じた例

- ・長さは始点終点の数値
- ・幅はクラックスケール等にて数値が分かるように写す。



クラック始点



幅=0.8 mm

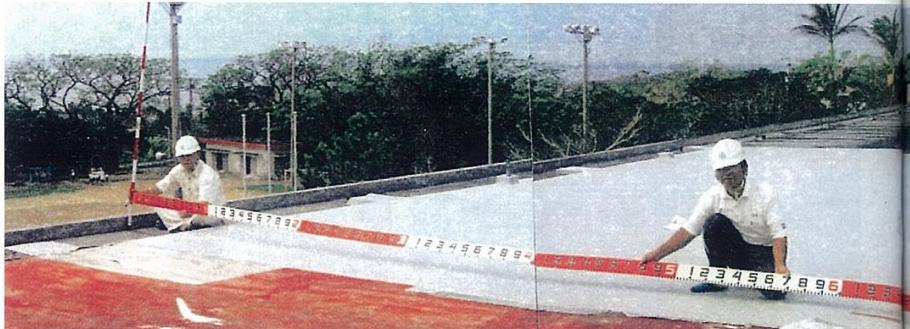


クラック終点 (L=1.3 m)

被害写真の撮り方(例)

台風により屋根防水に被害を生じた例

- ・被害範囲の数値が分かるように写す



被害範囲 (11.7 m)

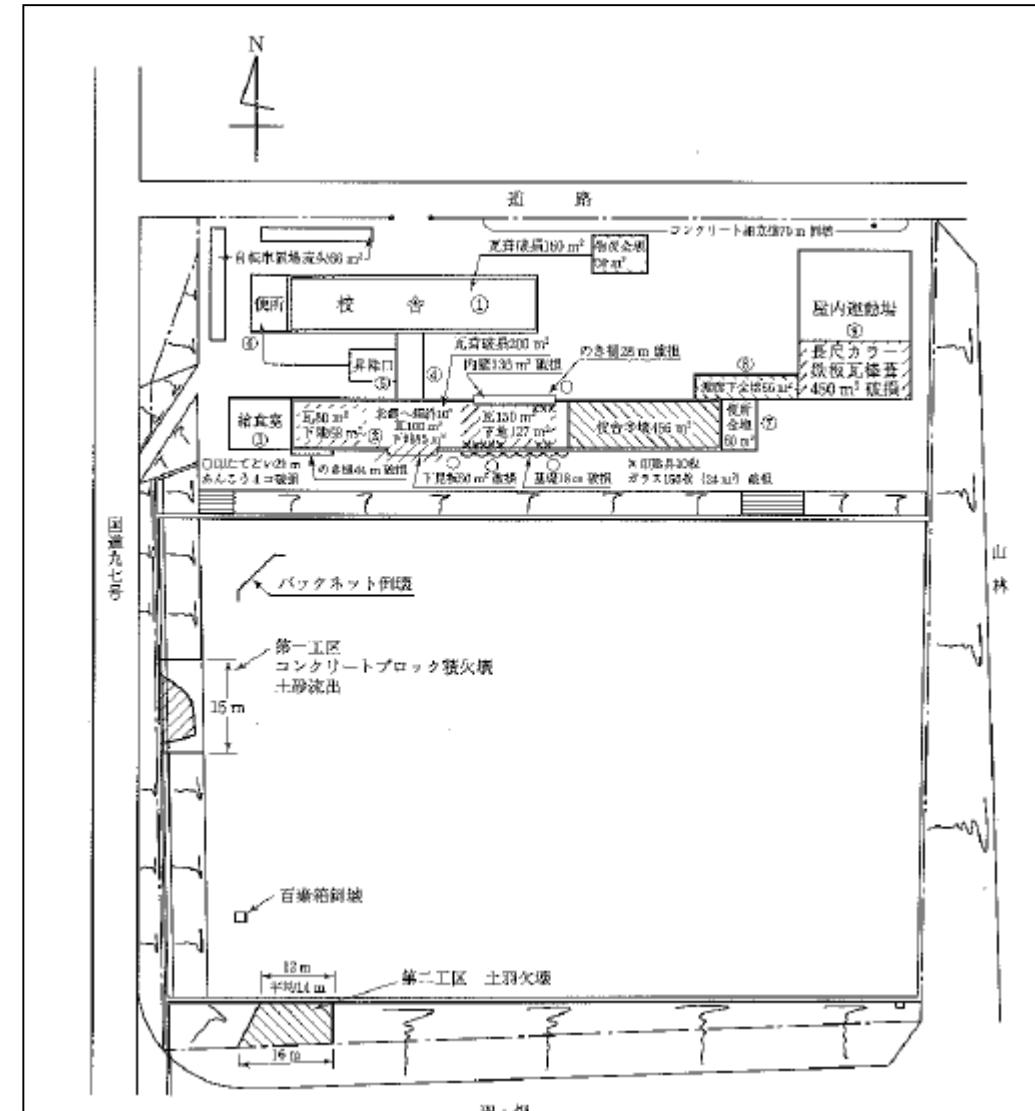


被害範囲 (5.3 m)

作成書類について

資料B 被害配置図

被害箇所(被害内容・数量等)
について、配置図に学校ごと記載。



作成書類について

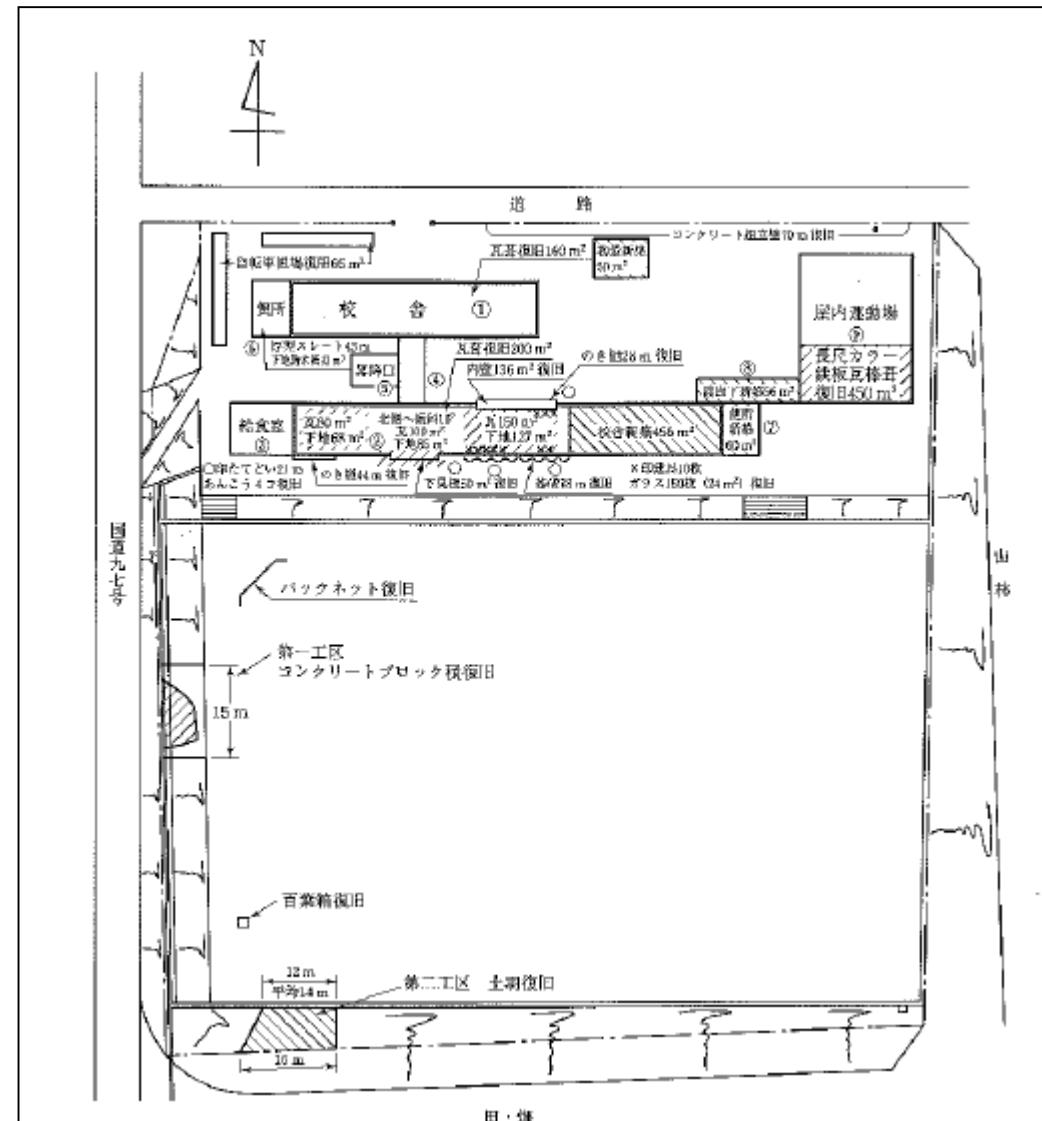
資料B

復旧図(配置図、平面図、立面図等)

復旧方法について配置図、平面図、立面図等に学校ごとに記載。

注意事項

- ①見積り書と復旧方法及び数量等が一致するようにしてください。
 - ②数量がわかるように寸法等の記載をするようにしてください。
 - ③右記図面で数量等がわかりにくい場合は簡単で良いので数量がわかるような図面(詳細図等)を作成してください。



作成書類について

資料C (別紙3) 建物補修復旧 国庫負担(補助)対象工事費積算内訳書

見積り書などを参考に復旧工事にかかる内訳書を学校ごとに作成。

注意事項

- ①棟ごとに小計を記入。
- ②数量は復旧図と一致させること。
- ③備考欄は「積算単価(見積り等)」を記載。
- ④共通仮設費には交通誘導員等を計上。
※交通誘導員が必要な場合は人数の根拠もわかるようにすること。
- ⑤工事費合計で千円未満は切り捨てる。

※工作物は別途(別紙4)

別紙3 [記入例] 建物補修復旧の国庫負担(補助)対象工事費積算内訳書 (1~1)							
建物区分 用 途 (棟番号)	建物部分	算出内訳書					
		工種	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額
校舎 ①	屋 根	日本瓦葺		160	m ²	6,300	1,008,000
		小 計					1,008,000
校舎 ②	屋 根	屋根下地		280	m ²	5,800	1,624,000
		日本瓦葺		330	〃	6,300	2,079,000
		瓦葺直し		200	〃	4,300	860,000
	外 壁	下見板張り	杉 18mm	50	〃	5,600	280,000
	建 具	窓 建 具	840×1,450	10	枚	14,000	140,000
		ガ ラ ス	FL3	24	m ²	3,850	92,400
	樋	軒 樋	径120mm	72	m	1,400	100,800
		小 計					5,176,200
便 所 ⑥	屋 根	原形スレート葺		43	m ²	3,500	150,500
		小 計					150,500
		(途中省略)					
		直接工事費					12,857,700
		共通仮設費					1,157,200
	直接工事費、共通仮設費の計						14,014,900
	諸 経 費	14,014,900×0.15=2,102,230					2,102,100
	工 事 価 格	14,014,900+2,102,100=16,117,000					16,117,000
	消費 税 等相当額	16,117,000×0.05=805,850					805,850
	工 事 費 合 計	16,922,850					16,922,000

(注) 棟ごとに小計を記入すること。

作成書類について

資料D

様式5

(本資料については、先の「国庫負担(補助)対象工事費積算内訳書」を取りまとめて大阪府が作成します)

学校名、工事費、事務費(工事費の1/100)を記載する。※別紙1の内容を転記。
その他の欄は記載不要。

担当するすべての学校を記載。

様式5

【記入例】

教財第
平成 年 月 日
号

文部科学大臣 ○○○○ 殿

大阪府知事 ○○○○ 印

国庫負担(補助)事業計画書

平成〇年度において、公立学校施設の災害復旧事業を下記のとおり実施したいので、国庫負担(補助)事業として採択されるよう、関係資料を添えて提出します。

記

計画番号	学校名	国庫負担(補助)事業計画			備考
		工事費	事務費	計	
1	○○高等学校 ()	24,691	246	24,937	
2	○○高等学校 ()	1,847	18	1,865	
3	○○高等学校 ()	18,833	188	19,021	
4	○○高等学校 ()	16,048	160	16,208	
5	○○特別支援学校 ()	23,270	232	23,502	
計	5 校	84,689	844	85,533	

(注) 1. 学校名の下段()内には市町村合併前の旧市町村名を記入する。

2. 離島振興法等に定める地域に所在する学校は備考欄に当該島名を記入する。

3. 負担金分と補助金分に分けて集計し、補助金分は備考欄に「補」と記入する。

4. 除灰除去事業の場合は、上記の「災害復旧」を「除灰除去」に書き替える。

作成書類について

資料D

別紙1

記載事項は以下のとおり、学校ごとに作成。

- ・学校名、所在地
- ・大破以下の欄及び建物以外の工作物の欄
- ・被害金額計、経費の種目
- ・完成予定月

注意事項

- ①面積、構造は記載不要。
- ②被害金額は府から提供している学校の被害一覧に記載している対象項目の合計金額。
- ③全事業計画と国庫負担対象工事分は同じ金額を記載。
- ④建物以外の工作物について学校で複数ある場合は代表のものを記載。(○○等)
- ⑤事務費は工事費の1/100を記入。
※千円未満切捨て
- ⑥完成(予定)は工期を検討し、概算で問題ないので記載。

別紙1 災害復旧事業学校別表					【記入例】		番号						
学校名	静岡県立 ○○高等学校	所在地	A県B市123番地		被災年月日	平成30年9月30日							
設置者名	静岡県	横雷寒冷度	1級	2級	その他	被災地別	一般地	災害名					
被災時の児童等の数①	331人	被災時の寄宿舎の収容児童等の数②	人		被災時の学級数	6							
施行令第1条による資格面積算出表※					施行令第5条第1項による資格復旧額算出表								
区分	校舎	屋内運動場	寄宿舎	計	区分	建物の被害の程度の区分							
被災面積	全壊 (166) 166		()	166		流失	全壊 又は 全焼	床上 2m 以上 浸水	床上 1.2m ～ 2m 浸水				
半壊	(465) 456		()	456			床上 1.2m ～ 2m 浸水	土砂 崩壊 による半壊	床上 0.3m ～ 0.7m 浸水 及び 土砂崩 壊による 大壊				
計	(634) 622		()	622									
機存面積	④ (1,870) 1,870	800	()	2,670	被災面積	⑩	166	456					
被災時の保有面積	③ (2,504) 2,482	800	()	3,292	全実積に対する⑩ の割合	⑪	0.05	0.139					
児童1人当りの 基準面積	⑥				補正行光量等の数⑫		383	383					
必要面積⑬×① 又は⑭	⑦ 2,468			2,468	児童等1人当りの 基準額	⑬	5,500	5,500					
⑬又は⑭のいずれ か小さな方	⑧ 2,468			2,468	建物の被害の程度 に応じる低減率⑭	⑩ 10 — 10	9 — 10	8 — 10					
基準面積 (⑬-⑭)	598			598	資格復旧費 ⑪×⑬×⑭×⑬	⑬	94,792	87,841					
資格 特例面積	19			19									
計	⑩ [605] 617		[]	617	資格復旧額計	⑬	182,000						
被災状況			全事業計画			国庫負担対象工事分							
区分	面積	被害金額	工事区分	構造	面積	平均単価	工事費	工事区分	構造	面積	平均単価	工事費	
建物	全壊	166	24,900	新築	S	130	162,700	20,098	新築	S	130	162,700	20,098
	半壊	456	68,400	RC	487	195,300	88,682	RC	487	195,300	88,682		
	大破以下		19,800					17,800					17,800
	計		113,100					126,580					126,580
区分	物 品 名 称 主 な 工 程 品 目 数	被害金額	物 件 名 (形状寸 寸 主な工程 品目数(購入、修理)		数量	工事費	物 件 名 (形状寸 寸 主な工程 品目数(購入、修理)		数量	工事費			
建物以外の 工作物	パック ネット等	6,000	新設・補修			5,908	新設・補修				5,908		
土地		5,000				3,834					3,834		
機 器 機 械 等		1,500	購入・修理			1,256	購入・修理				1,256		
被害金額計		125,600	工 事 費			137,576	工 事 費				137,576		
			事 務 費			1,375	事 務 費				1,375		
			計			138,950	計				138,950		
資金計画	国庫負担金		起 債		一 般 債 入		その 他				合 計		
	92,633		37,873		8,444						138,950		
着工(予定)	平成31年1月	完成(予定)		平成31年〇月			請負、直営の別				請負		
備考													

作成書類について

資料D

被害の状況

学校ごとに作成し、被害の内容を具体的かつ簡潔に記載。

[記入例]
被　害　の　状　況

1. 建　　物

ア　全　・　半　壊　校舎622m²が強風により一部倒壊した。

イ　大　破　以　下

暴風雨により、校舎屋根が部分的に下地まで破損し、その他屋根瓦の飛散、建具、ガラス、桶等にも相当の被害があった。

2. 建物以外の工作物

強風により、敷地境界線のコンクリート塀、自転車置場、バックネット、百葉箱が倒れた。

3. 土　　地

A箇所　豪雨によりコンクリートブロック積が決壊し、その土砂等が流出した。

B箇所　豪雨により運動場の雨水が被害箇所に集中し、土羽が決壊し、その土砂は田畠に流出した。

4. 設　　備

校舎の全・半壊により、机、椅子、オルガン等の教材、教具が破損した。

その他(参照資料)

調査方法や資料作成の詳細については、

- ・右記 「文教施設災害実務ハンドブック」
(文教施設災害復旧法令研究会編著:第一法規)
- ・下記 「文部科学省ホームページ」を参照願います。

文部科学省ホームページ

「公立学校施設の災害復旧について」へのリンク

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101.htm

「災害復旧事業に係る事務書式」へのリンク

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101/shosiki.htm

文教施設災害実務 ハンドブック

第二次改訂版

文教施設災害復旧法令研究会 編著

第一法規

その他(定義)

・施設の定義

①建物

柱、梁、屋根を有し、その一部または全部が壁、建具等によって風雨を防ぎ内部の高さ2.0mを越える独立した構造物(簡易な小規模構造物を除く)の校舎(調理場を含む)、屋内運動場及び寄宿舎で当該学校の使用に供されているもの。

②建物以外の工作物

土地に定着する工作物のうち、建物及び土地造成施設を除いたもの。(囲障、プール等)

・建物の被害区分

(1)全壊(新築復旧が必要)

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築する必要のある状態。

(2)半壊(新築復旧が必要)

建物に主要構造部が相当被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適当で改築しなければならない状態。

(3)大破(補修復旧)

主要構造部がかなり被災したが、補強復旧をすることが可能な状態。

(4)大破にいたらないもの(補修復旧)

主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態。

その他(注意事項等)

- ・現地調査の際、対象範囲など不明確な場合は大阪府に連絡してください。
- ・国庫補助申請の対象となるものは、あくまで災害による破損になります。経年劣化による破損等は対象外になります。(雨漏り等)判断が難しければ大阪府と協議願います。
- ・その他、ご不明点などについては、下記連絡先までご連絡してください。

連絡先

大阪府教育庁施設財務課 施設管理グループ

住所：540-8571 大阪市中央区大手前3丁目 大阪府庁別館3階

電話：06-6944-6916, 06-6944-6898 Fax: 06-6944-6900